

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の有する全ての経営資源を有効的に活用し企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上の大きな課題であると認識しており、コンプライアンスの徹底とリスク管理による内部統制の充実により、経営の健全性と透明性を高めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住商セメント株式会社	432,000	6.26
三菱商事株式会社	317,020	4.60
明治安田生命保険相互会社	253,000	3.67
小川 恭弘	230,500	3.34
有限会社福田商事	222,000	3.22
株式会社みずほ銀行	221,980	3.22
株式会社三井住友銀行	220,220	3.19
三井住友信託銀行株式会社	220,000	3.19
橋澤 佐江子	213,000	3.09
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	200,000	2.90

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大森 勇一	弁護士											
竹口 圭輔	学者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大森 勇一	○	○	――	検事・弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令順守の精神を有しておられることから、経営監督機能をより強化するために監査等委員である社外取締役に選任した。また大株主企業や主要な取引先の出身者ではなく独立性が高く、一般株主との利益相反の恐れがないことから独立役員に指定した。
竹口 圭輔	○	○	――	財務会計を専門とする大学教授としての専門的知識および経験等を監査体制に活かしていただくため監査等委員である社外取締役に選任した。また、同氏は大株主企業や主要な取引先等の出身者ではなく独立性が高く、一般株主との利益相反の恐れがないことから独立役員に指定した。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を指定しておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、代表取締役は必要に応じて補助業務をする者を配置することを定めております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会と会計監査人との間で期末のほか、必要に応じて監査結果報告等について意見交換を行い、監査機能の強化を図っております。内部監査室(3名)を設置し、業務監査を実施し、改善事項の指摘を行うことにより、内部監査体制の強化と内部統制の有効性を図っており、監査等委員会とも緊密に連携し、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬について、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを導入しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
該当項目に関する補足説明	
取締役(監査等委員である取締役を除く。)に加え、執行役員に対しても同内容の株式報酬型ストックオプションを導入しております。	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は、固定報酬である基本報酬とストックオプションで構成されております。基本報酬につきましては、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、代表取締役が各取締役の業務評価、会社の業績、従業員給与とのバランス、外部機関の役員報酬調査データを勘案しながら素案を作成し、取締役会で決定しております。

ストックオプションにつきましては、取締役の企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めること等を目的に、1株当たりの権利行使価額を1円とする新株予約権を用いた株式報酬型のストックオプションを付与しており、株主総会決議により決定されたストックオプションの報酬限度額内において、取締役会で決定しております。

取締役(監査等委員)の報酬は、固定報酬である基本報酬のみで構成されております。基本報酬は、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の決議により決定しております。

役員の報酬等に関する株主総会の決議は、2016年6月29日開催の第46回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額を年額100百万円以内(ただし、使用人分給与を含まない。)と、また、取締役(監査等委員)の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

また上記報酬額とは別枠で、2016年6月29日開催の第46回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)に対しストックオプション報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の社外取締役2名は両名とも監査等委員であり、監査等委員である社外取締役に対しては、取締役会開催に際し会議資料等を事前に送付するなど、適時・適切な情報提供を行っております。また、監査等委員会において常勤監査等委員より重要事項の説明・報告がなされ、会議資料等も事前に送付しております。また、監査等委員である社外取締役から事務を補助する使用人の設置を求められた場合は、速やかに対処いたします。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
青木 功	技術顧問	技術に関する助言等 (経営非関与)	非常勤 報酬有	2011/06/29	1年(更新有) 2015年12月に 就任

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、業務執行取締役4名および監査等委員である取締役3名で構成されており、定例取締役会のほか必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営方針および経営戦略の立案ならびに取締役の職務執行状況の監督を行っております。なお取締役会には監査等委員である取締役が出席し、必要に応じて意見を述べ取締役の業務執行を監査しております。当社は経営の意思決定機能と業務執行機能を分離することを目的として、執行役員制度を導入し、経営の効率化と意思決定の迅速化を図っております。

当社は社長直轄の内部監査室(3名)を設置しております。内部監査室は業務監査を実施し、改善事項の指摘を行うことにより、内部監査体制の強化と内部統制の有効性を図っております。また監査等委員会および会計監査人と緊密に連携し、意見交換を行っております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で構成されており、各監査等委員は監査等委員会で定めた監査方針に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、当社及び子会社の業務及び財産状況の調査を行う等、取締役の業務の執行状況を監査しております。

当社は有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しております。会計監査人は監査等委員会との間で期末のほか、必要に応じて監査結果報告等について意見交換を行い、公正かつ効果的な監査が行われております。

コンプライアンス委員会体制は、社長を委員長とする組織横断的な委員構成のもと、原則として毎月開催しております。また、コンプライアンス情報の発信等を通じてコンプライアンスの推進に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の監督機能の強化、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実および経営の更なる効率化による企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より前の6月6日に発送しております。
その他	当社ウェブサイト(https://www.tenox.co.jp)において、招集通知等を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト(https://www.tenox.co.jp)に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	IRセミナーを随時実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を随時実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(https://www.tenox.co.jp)において、株主および投資家向けに会社情報を公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 企画情報推進部予算・IRグループ IR担当責任者 企画情報推進部長 迫田一彦	
その他	株主に対して、「株主通信」を年2回発行し、当社の事業、財務状況等に係る情報を提供しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーを定め、当社ウェブサイト(https://www.tenox.co.jp)に掲載しております。
その他	当社では、女性の管理職登用および一般職から総合職への転換を進めております。また、役員および社員の行動規範を律する「行動指針」を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の有する全ての経営資源を有効的に活用し企業価値の向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの充実が経営上大きな課題であると認識しており、法令遵守の徹底とリスク管理による内部統制の充実に、経営の健全性と透明性を高めてまいります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は取締役会に対し、法令遵守の誓約書を提出する。
- (2) コンプライアンス規程を制定し、法令遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- (3) コンプライアンス等委員会を設置し、企業倫理の確立、法令遵守の徹底を図るための教育・啓蒙活動を行う。
- (4) 法令違反や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、周知する。
- (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然として対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る文書については、法令および社内規程に基づき適切に保存・管理を行う。
- (2) 取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合も、速やかに閲覧可能な状態で保存・管理する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの把握、管理、対応策策定のためのリスク管理規程を定める。
- (2) コンプライアンス等委員会は、リスク管理の状況について、3ヵ月に1度以上、代表取締役に報告しなければならない。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則として毎月1回開催するほか、臨時取締役会を随時開催し、経営方針および経営戦略の立案ならびに取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (2) 業務執行にあたって、職務権限規程などの社内規程に基づき、適切かつ効率的に職務を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役・使用人は、営業成績、財務状況およびその他重要な情報を定期的に当社取締役会に報告を行う。
- (2) 当社および子会社は、リスク管理規程の共有により、リスクの把握および適切な対策を講じる。また当社の内部監査部門がリスク管理状況の監査、有効性の評価を行い当社の代表取締役に報告する。
- (3) 当社は、子会社の取締役等から事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要な案件について事前協議を行う。
- (4) 当社は、子会社の取締役または監査役を、当社の取締役または使用人から選任して派遣し、子会社の取締役会の職務執行において、ガバナンスの確保とコンプライアンスに関わる課題の対処を行う。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人ならびにその独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会は、必要に応じてその職務を補助する取締役および使用人を置くことを代表取締役に求めることができる。
- (2) 前項に定める使用人の任免、考課等については、監査等委員会と事前協議のうえで行い、補助期間内における当該使用人への指示・命令は、監査等委員会が行う。

7. 当社の監査等委員会への報告を確保するための体制

- (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびに当社子会社の取締役および使用人は、当該会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、および報告を受けたときは直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 常勤の監査等委員は稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。

8. 当社の監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報規程に基づき監査等委員会への通報・相談を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

9. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

当社は、監査等委員より職務の執行に関して生ずる費用の請求があったときは、当該請求が職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、内部監査室および会計監査人と定期的に意見交換や情報交換を通じて緊密に連携し、必要に応じて報告を求める。
- (2) 各監査等委員は、取締役会に出席し必要に応じて意見を述べるほか、その職務の執行に必要な場合は、社内で開催される重要な会議に出席することができる。また、社内および子会社の業務執行状況の報告を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、毅然として対応することを基本方針としており、この基本方針に基づき社内体制を整備するほか、警察、顧問弁護士等と連携し、反社会的勢力排除に向けた活動をしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

当社は金融商品取引法および東京証券取引所の定める規則等により、会社情報として十分な投資判断資料を適時に開示することに努めております。また開示情報につきましては、T Dnetによる開示のほか、当社ホームページへの掲載による情報開示を、開示担当部門にて管理しております。

コーポレート・ガバナンス体制図

